

議案第52号

北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準条例の一部を改正する条例

北上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準条例（平成26年北上市条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、第9条第2項及び<u>第10条第4項</u>の規定は、当分の間、適用しない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所については、第9条第2項及び<u>第10条第5項</u>の規定は、当分の間、適用しない。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年12月4日提出

北上市長 八重樺 浩文

提案理由

国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。